

令和 5 年 9 月 1 日

議 案 参 考 資 料

9 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 3 4 号 常総市防災基本条例の一部を改正する条例について

本案は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載等がなされている情報について、発災時だけでなく平常時から本人の同意を得ることなく避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することを原則可能とするための規定の整備を行うものです。

1 避難行動要支援者名簿と個別避難計画

避難行動要支援者名簿とは、高齢者、乳幼児等の配慮を要する者のうち、災害が発生した場合等に自ら避難すること等が困難な避難行動要支援者について、避難の支援等を実施するための基礎となる名簿であって、災害対策基本法の規定により市町村に作成が義務付けられているものです。

また、個別避難計画とは、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するために個別に作成する計画であって、その作成は市町村の努力義務とされております。

2 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の外部提供

これら避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載等がなされている避難行動要支援者の氏名、住所、電話番号等及び避難行動要支援者の避難の支援を行う避難支援等実施者の氏名、住所、電話番号等の個人情報については、災害対策基本法の規定により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、個人情報保護の例外として、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者その他の者に提供することができることとされております。

一方で、平常時にあっては、個人情報の提供は、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得て、又は条例で特別の定めを置いて、避難支援等関係者に提供できることとされております。

3 本人の同意及び条例の特別の定め

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載等がなされている情報については、平常時から警察や消防、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、情報を共有することにより、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものと考えられることから、本市においては、避難行動要支援者名簿に掲

載された方や個別避難計画を作成した方に対し、平常時における個人情報の提供に関する同意をいただくよう取り組むとともに、本人の同意が得られたときはその方の情報について、避難支援等関係者に提供しているところですが、返信がないなどの理由により同意の取得が進まない現状となっております。

そのため、防災基本条例を改正し、避難行動要支援者名簿に掲載された方や個別避難計画を作成した方が、自らの個人情報を平常時から外部提供することについて同意しない旨の意思表示を示さない限りは、同意したものとみなし、提供する相手方に対し、個人情報の適正な管理を講ずるための措置を求めた上で、平常時からの外部提供を可能とする旨の規定を設けることとし、関係者間での情報の共有を図り、発災時の円滑かつ迅速な避難支援体制の構築に努めてまいります。

○常総市防災基本条例

令和 2 年 6 月 5 日
条例第 15 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)

第 2 章 市民, 事業者及び市の責務 (第 5 条—第 7 条)

~~第 3 章 予防対策 (第 8 条—第 15 条)~~

第 3 章 予防対策

第 1 節 通則 (第 8 条—第 15 条)

第 2 節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等 (第 16 条—第 22 条)

第 4 章 応急復旧対策 (~~第 16 条—第 18 条~~第 23 条—第 25 条)

第 5 章 復興対策 (~~第 19 条~~第 26 条)

第 6 章 雑則 (~~第 20 条~~第 27 条)

附則

本市は, 利根川東遷事業や周辺の河川改修により水運に恵まれ経済的変革を遂げてきた。一方で, 多くの水災害にも見舞われ, 平成 27 年関東・東北豪雨では市域の 3 分の 1 が浸水する甚大な被害が発生している。また, 茨城県南部の地震発生も危惧されていることや首都直下地震緊急対策区域に指定されていることなどから, 地域社会が相互に助け合うことの重要性は, これまで以上に不可欠なものとなっている。

災害の発生が大規模多様化する中で, 災害から市民の生命と暮らしを守るためには, 自らのことは自ら守る自助, 地域においてお互い助け合う共助, 行政が市民や事業者を災害から守る公助が協力し, 継続して防災対策に取り組むことが大切である。

ここに市民, 事業者及び市が一丸となり, それぞれの役割を遂行し, 防災先進都市として災害に強いまちづくりの決意を表明するため, この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は, 市民の生命, 身体及び財産を災害から保護するため, 防災に関する基本理念を定め, 市民, 事業者及び市の責務を明らかにするとともに, 予防対策, 応急復旧対策, 復興対策その他必要な災害対策の基本的事項を定め

ることにより災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安心して暮らすことのできる災害に強いまちを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (4) 自主防災組織 自主防災組織（法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域に防災を主たる目的として市民が自主的に設置する組織をいう。
- (5) 防災関係機関 警察、自衛隊、法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関、同条第 5 号に規定する指定公共機関及び同条第 6 号に規定する指定地方公共機関並びに法第 7 条第 1 項に規定する公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに市の区域内の消防機関（消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 9 条各号に掲げる機関（同条第 3 号の消防団を除く。）をいう。）をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (8) 避難所 避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設をいう。

(基本理念)

第 3 条 市民、事業者及び市は、次に掲げる理念に基づき、それぞれの責務と役割を果たし、協働により継続的に災害対策を充実させるよう努めなければならない。

- (1) 自らのことは自らが守る自助の理念
- (2) 地域において助け合いお互いを守る共助の理念
- (3) 市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念

(地域防災計画への反映)

第 4 条 常総市防災会議（法第 16 条第 1 項の規定により置かれる市町村防災会議をいう。以下同じ。）は、常総市地域防災計画（法第 42 条第 1 項の規定により常総市防災会議が作成した市町村地域計画をいう。）を修正する場合は、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第 2 章 市民，事業者及び市の責務

(市民の責務)

第 5 条 市民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、地域の一員として協力し、相互の安全の確保に努めなければならない。

2 市民は、国，茨城県（以下「県」という。），市及び防災関係機関が実施する災害対策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 所有し、又は管理する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の耐震性の確認，耐震改修の実施その他の対策

(2) 家具の転倒の防止

(3) 災害時における初期消火，被災者の救助，応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備

(4) 食品，飲料水その他の災害時において必要となる物資（以下「備蓄品」という。）の確保

(5) 外出先からの帰宅方法及び家族間の連絡方法の確認

(6) 避難先並びに避難の経路及び方法の確認

(7) 前各号に掲げるもののほか，災害対策に関し必要な事項

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、従業員及び事業所に来所する者（以下この条において「従業員等」という。）並びに管理する施設及び設備の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者は、地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 所有し、又は管理する建築物等の耐震性の確認，耐震改修の実施その他の対策

- (2) 事業活動で使用する物品，機器設備等の転倒の防止
- (3) 災害時における初期消火，被災者の救助，応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (4) 災害時に従業員等を一時的に待機させる場所の確保
- (5) 備蓄品の確保
- (6) 避難所及び避難場所（災害が発生し，又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のために一時的に滞在する施設又は場所をいう。以下同じ。）並びに避難の経路及び方法の確認並びに従業員等への周知
- (7) 災害時における情報の収集及び伝達の方法に係る確認及び確保並びに当該方法の従業員等への周知
- (8) 被災後に事業を早期に再開し，及び継続するための計画の策定並びに災害に対する危機管理体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか，災害対策に関し必要な事項
（市の責務）

第7条 市は，市民の生命，身体及び財産並びに事業者の財産を災害から守るとともに，被害を最小限にとどめるため，次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 災害対策に関する計画の策定及び必要な体制の整備
- (2) 国，県及び防災関係機関並びに市民，自主防災組織，事業者等と連携した災害対策の実施
- (3) 被災者支援のための体制整備
- (4) 市民，自主防災組織，事業者等（以下「市民等」という。）の防災意識の高揚及び災害に対する対応力の向上のための啓発活動
- (5) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導，助言及び支援
- (6) 市が所有する建築物の必要に応じた耐震診断及びその結果に基づく耐震改修の実施
- (7) 市が管理する道路，橋りょう，河川，排水路施設，上下水道施設等の安全の確保
- (8) 避難者等に必要となる備蓄品の確保
- (9) 前各号に掲げるもののほか，災害対策の推進に関し必要な事項

第3章 予防対策

第1節 通則

（災害に強いまちづくりの推進）

第 8 条 市は、道路、河川、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとする。

(防災に関する知識の普及等)

第 9 条 市は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民等の防災意識の高揚を図るものとする。

2 市は、防災に関する市民の理解を深め、防災活動を支える人材を育成するため、学校教育その他の機会を通じ、防災に関する知識及び技術の習得に資するための教育を充実させるものとする。

3 市は、市民等が行う防災に関する啓発活動に対し、必要な支援を行うものとする。

4 市は、防災訓練、研修等の実施により、職員の防災に関する知識及び技術の習得を図るものとする。

5 市民は、平常時から防災に関する知識及び技術を習得するとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

6 市民及び市は、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へと引き継ぐよう努めるものとする。

7 事業者は、防災訓練、防災に係る研修等の実施により、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

(自主防災活動の推進)

第 1 0 条 市は、市民等が地域において自主的かつ組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）を推進するため、積極的に支援及び協力を行うものとする。

2 市は、自主防災活動を推進するため、自主防災活動に係る指導的役割を担う人材の育成に努めるものとする。

3 市民は、自主防災活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、自主防災活動に協力するよう努めるものとする。

5 市民等、常総市消防団及び民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）は、災害時の対応を円滑に行うため、平常時から連携を図るよう努めるものとする。

(災害に係るボランティア活動の推進)

第 1 1 条 市及び社会福祉法人常総市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動

拠点の提供その他必要な支援により、災害に係るボランティア活動の環境整備に努めなければならない。

- 2 市及び社会福祉協議会は、平常時から県及び特定非営利活動法人、ボランティア団体等（以下「特定非営利活動法人等」という。）との連携を図り、災害に係るボランティア活動の啓発及びボランティアの育成に努めなければならない。

（要配慮者への支援）

第 12 条 市は、避難所のバリアフリー化、備蓄品の確保その他の要配慮者に対する支援対策を行うものとする。

- 2 市民等、常総市消防団及び民生委員は、相互に協力して要配慮者の支援に努めるものとする。
- 3 要配慮者は、自らの住まいの安全の確保に努めるとともに、避難の支援を受けるために必要な情報の提供、地域住民等との交流、関係づくり等に努めるものとする。

~~4 市は、法第 49 条の 11 第 2 項の規定により避難行動要支援者名簿（法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意の上、避難支援等関係者（法第 49 条の 11 第 2 項の規定する避難支援等関係者をいう。）に対し提供するものとする。~~

~~5 前項の規定により名簿情報の提供を受けようとする者は、避難行動要支援者の支援を円滑に行うための体制の整備に努めなければならない。~~

~~6 第 4 項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該名簿情報を適正に管理するとともに、正当な理由なく避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。~~

（情報収集及び提供）

第 13 条 市は、災害に関する情報基盤を整備し、並びに防災のために必要な情報を収集し、及び伝達する方法を確保するものとする。

- 2 市は、市内において発生することが予想される災害に関する情報を収集し、災害対策に反映するものとする。
- 3 市は、市民等に対し、あらかじめ、避難所の位置その他避難するために必要な情報を提供するものとする。
- 4 市民等は、災害時に適切な行動をとるため、防災に関する情報を自ら積極的

に収集するよう努めるものとする。

(災害の防止対策の推進)

第 14 条 市は、災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるものとする。

2 市内の土地又は建築物等の所有者又は管理者は、当該土地又は建築物等の適切な管理に努めるものとする。

3 市内の屋外広告物、建築物の屋外に面している壁面タイルその他災害時において落下のおそれのある物（この項において「落下対象物」という。）及び道路その他の公共の場所に沿って設けられているブロック塀、自動販売機その他災害時において転倒のおそれのある物（この項において「転倒対象物」という。）を所有し、又は管理する者は、落下対象物の落下の防止及び転倒対象物の転倒の防止に努めるものとする。

4 市は、前 2 項に規定する措置を講ずる者に対し、必要に応じて助言若しくは指導を行い、又は報告を求めることができる。

(協定の締結)

第 15 条 市は、災害時の避難場所の提供、災害に関する情報の市民等への提供、災害時に必要とする物資又は資器材の供給、緊急輸送の確保その他応急復旧対策及び復興対策に関し、他の地方公共団体、公共的団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行うことができるよう、あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

第 2 節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第 16 条 市長は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を迅速かつ円滑に行うことができるよう避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 市長は、避難行動要支援者名簿の内容について、正確かつ最新のものとするよう努めるものとする。

(名簿情報の提供)

第 17 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に掲げる者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者の

同意を得ることなく当該避難行動要支援者に係る名簿情報（避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。以下同じ。）を提供するものとする。

(1) 市の区域内の消防機関

(2) 警察

(3) 民生委員

(4) 社会福祉協議会

(5) 常総市消防団

(6) 自主防災組織

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に携わる関係者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、名簿情報の提供について同意しない旨を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

（名簿情報の適正管理）

第 1 8 条 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定により名簿情報を提供するとき
は、名簿情報の提供を受ける者に対して、次に掲げる措置を講ずるよう求める
ものとする。

(1) 名簿情報の漏えいの防止その他名簿情報の適正な管理のために必要な措置

(2) 避難支援等を円滑に行うための体制の整備

2 前条第 1 項又は第 3 項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員。以下同じ。）は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止その他名簿情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、名簿情報の管理に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第 1 9 条 名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らし

てはならない。

(個別避難計画の作成)

第 2 0 条 市長は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市長は、個別避難計画の内容について、正確かつ最新のものとするよう努めるものとする。

(個別避難計画情報の提供)

第 2 1 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次項において同じ。）の同意を得ることなく個別避難計画情報（個別避難計画に記載し、又は記録された情報をいう。以下同じ。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者等（避難行動要支援者及び避難支援等実施者をいう。次条において同じ。）が、個別避難計画情報の提供について同意しない旨を申し出たときは、当該個別避難計画情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。

(準用)

第 2 2 条 第 1 8 条及び第 1 9 条の規定は、個別避難計画情報の提供を受けた者について準用する。この場合において、第 1 8 条（見出しを含む。）中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、第 1 9 条中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、「避難行動要支援者」とあるのは「避難行動要支援者等」と読み替えるものとする。

第 4 章 応急復旧対策

(応急復旧活動)

~~第 1 6 条~~第 2 3 条 市は、災害時における救援活動及び迅速な応急復旧活動を行うため、国、県及び防災関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等に対

し、直ちに、避難及び被害の状況、応急措置等に関する情報を提供するものとする。

(災害時の活動)

~~第17条~~第24条 市、市民等、常総市消防団、民生委員、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構に認証され、その防災士台帳への登録が行われた者をいう。）及び特定非営利活動法人等は、災害時においては、相互に連携し、及び補完して、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
 - (2) 出火防止及び初期消火
 - (3) 被災者の救出、救護、搬送等
 - (4) 要配慮者への支援
 - (5) 帰宅困難者への支援
 - (6) 避難所の運営協力
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、災害時の応急対応に関し必要な事項
- 2 市民等、民生委員及び特定非営利活動法人等は、災害時に市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策)

~~第18条~~第25条 市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 事業者は、従業員の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 帰宅困難者は、自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、市及び事業者が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。

第5章 復興対策

~~第19条~~第26条 市は、災害により甚大な被害を受けた場合において、市民生活の再建及び安定を図るため、国、県及び防災関係機関と連携を図りながら災害復興の事業計画を策定し、被災した区域の復興に関する事業を行うものとする。

- 2 前項の場合において、市民及び事業者は、相互に協力し速やかに、市民生活及び事業活動を再建し、及び被災した区域の復興を図るよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、市の実施する被災した区域の復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

~~第 20 条~~第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第 49 条の 11 第 2 項の規定により提供されている名簿情報はこの条例による改正後の常総市防災基本条例（以下「改正後の条例」という。）第 17 条第 1 項の規定により提供された名簿情報と、法第 49 条の 15 第 2 項の規定により提供されている個別避難計画情報は改正後の条例第 21 条第 1 項の規定により提供された個別避難計画情報とみなして改正後の条例の規定を適用する。

◎議案第 35 号 常総市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

心身障害者福祉センターは、障がいのある方に軽作業を通じ、生産活動の機会を提供することにより、就労に必要な知識及び能力の向上を図る就労継続支援等の事業を実施し、障がい者福祉の増進を図るための施設となっております。

心身障害者福祉センターの利用に当たっては、利用者から「使用料」をいただく旨を定めておりますが、就労継続支援等の障害福祉サービスに要する費用の一部として料金をいただいているものであることから、これを「利用料」と整理するとともに、その額を定めるに当たり、引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定が改正されたことに伴い、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める等の改正を行います。

○常総市中心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成 2 年 3 月 30 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、心身障害者福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市内に居住する心身障害者及びその家族に対して第 4 条各号に掲げる事業を実施し、もって心身障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
常総市中心身障害者福祉センター	常総市中妻町 2 6 4 3 番地 1

(定義)

第 3 条 この条例において「心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所において知的障害者又は知的障害児と判定された者
- (3) 前 2 号に定める者のほか心身に障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者

(事業)

第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業のうち、就労継続支援に係るもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか心身障害者の福祉の増進を図るために必要な事業
- (管理)

第 5 条 センターは、常に良好な状態で管理し、その設置目的に沿って効率的に運営されなければならない。

(開所時間及び休所日)

第 6 条 センターの開所時間は、午前 8 時 30 分から~~午後 5 時~~午後 5 時 15 分までとする。

2 センターの休所日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開所時間及び休所日を変更することができる。

（利用者の範囲）

第 7 条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 心身障害者及びその家族
- (2) 福祉関係の奉仕活動に携わる者
- (3) 福祉団体の関係者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか市長が認めた者

（利用の許可）

第 8 条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合には、必要な条件を付することができる。

3 第 1 項の規定は、同項の許可を受けた者が利用を中止し、又は利用の内容を変更する場合に準用する。

~~（使用料）~~ （利用料）

第 9 条 利用者は、第 4 条第 1 号に掲げる事業のサービスを利用したときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 3 項に規定する~~厚生労働大臣~~主務大臣が定める基準により算定した費用の額から同条第 1 項の~~介護給付費~~訓練等給付費の額を控除した額を納入しなければならない。

（損害賠償）

第 10 条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（運営委員会）

第 11 条 センターの円滑かつ適正な運営を図るため、常総市心身障害者福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 心身障害者福祉関係団体の代表者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第 12 条 センターの管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続等については、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 12 号）の定めるところによる。

3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 6 条第 3 項、第 7 条第 4 号並びに第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、第 6 条第 3 項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第 7 条第 4 号並びに第 8 条第 1 項及び第 2 項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第 13 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 4 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) ~~センターの使用料~~[第 9 条に規定する利用料](#)の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 14 条 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 重要な公の施設に関する条例（昭和39年水海道市条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成10年条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第21号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第36号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第36号 常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎議案第37号 常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

これらの案は、こども家庭庁の設置に伴い、国において事務の移管が行われ、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」又は「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について、条例を定める際の基準となる内閣府令又は厚生労働省令の改正が行われたことから、これらの改正に合わせて、条例中に規定する用語の整合を図る改正を行うものです。

○常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 9 月 17 日

条例第 17 号

目次 略

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第 2 条—第 14 条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第 15 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第 10 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣内閣総理大臣が定める指針

2 前項第 2 号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえな

ければならない。

第 16 条—第 36 条 略

第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準

第 37 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（[同省令同令](#)第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同号において同じ。）にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型（同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 項において同じ。）にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 42 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、[共済組合等](#)（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第 38 条—第 43 条 略

（特定地域型保育の取扱方針）

第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について[厚生労働大臣内閣](#)

総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条—第53条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

2—5 略

附 則 (令和2年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 9 月 17 日

条例第 18 号

目次 略

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第 2 条—第 24 条 略

(保育の内容)

第 25 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する厚生労働大臣内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第 26 条—第 49 条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

2—10 略

附 則（平成 28 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 3 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

附 則（令和5年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 38 号 常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置を新たに定めるための改正を行うものです。

放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業を実施する児童クラブごとに配置が義務付けられているもので、放課後児童支援員の資格要件の一つとして都道府県知事等が実施する研修を修了した者である必要がございます。

この資格要件について、これまでは「一定の期間内に研修を修了することを予定していた者」についても放課後児童支援員とみなすことができる旨の経過措置を設けておりましたが、経過措置の対象者について「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者」とし、実質的に無期限化する改正を行うことにより、放課後児童支援員の安定的な確保を図ることといたします。

○常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 9 月 17 日

条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第 2 条—第 9 条 略

(職員)

第 10 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 5 項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学

若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第 2 項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち 1 人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第 11 条—第 19 条 略

（関係機関との連携）

第 20 条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第 21 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき

事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(職員等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間におけるこの条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所に係る第10条第2項及び第4項の規定の適用については、同条第2項中「2人以上」とあるのは「その提供を受ける児童の数が40人以下の場合にあっては2人以上とし、41人以上55人以下の場合にあっては3人以上とし、56人以上70人以下の場合にあっては4人以上」とし、同条第4項中「おおむね40人」とあるのは「70人」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間における当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までにその者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則（平成30年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例の規定による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」

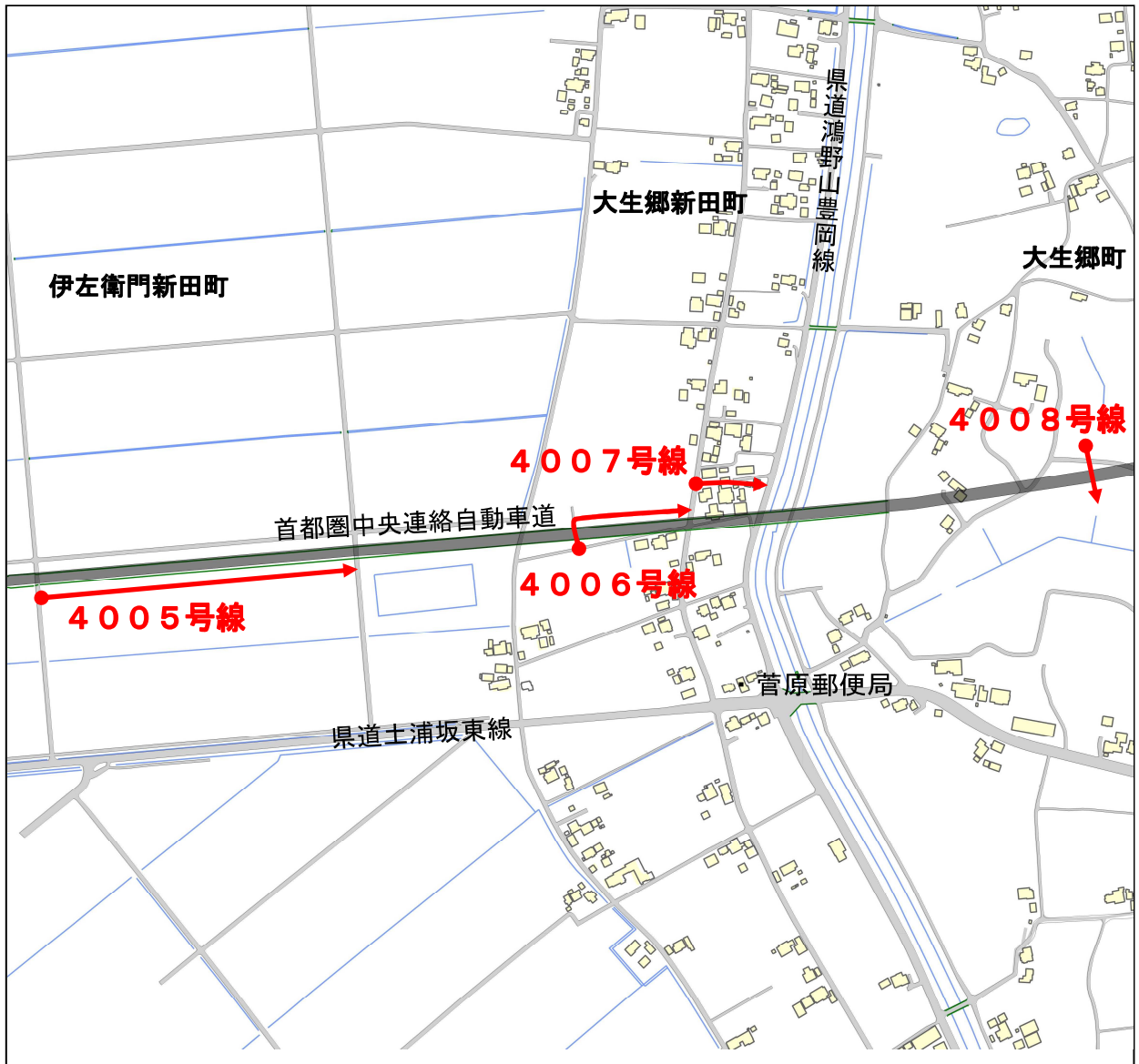
とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則（令和5年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号—議案第42号関係

- ◎議案第39号 市道の路線の認定について（4005号線）
- ◎議案第40号 市道の路線の認定について（4006号線）
- ◎議案第41号 市道の路線の認定について（4007号線）
- ◎議案第42号 市道の路線の認定について（4008号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
4005	伊左衛門新田町659-1	伊左衛門新田町675-2	333.10	13.65	6.80
4006	大生郷新田町1117-3	大生郷新田町1117-1	119.00	6.00	6.00
4007	大生郷新田町1169-4	大生郷新田町1168-1	66.40	5.50	5.50
4008	大生郷町5895-2	大生郷町5905-2	67.50	14.48	6.70

◎議案第43号 市道の路線の認定について（4009号線）

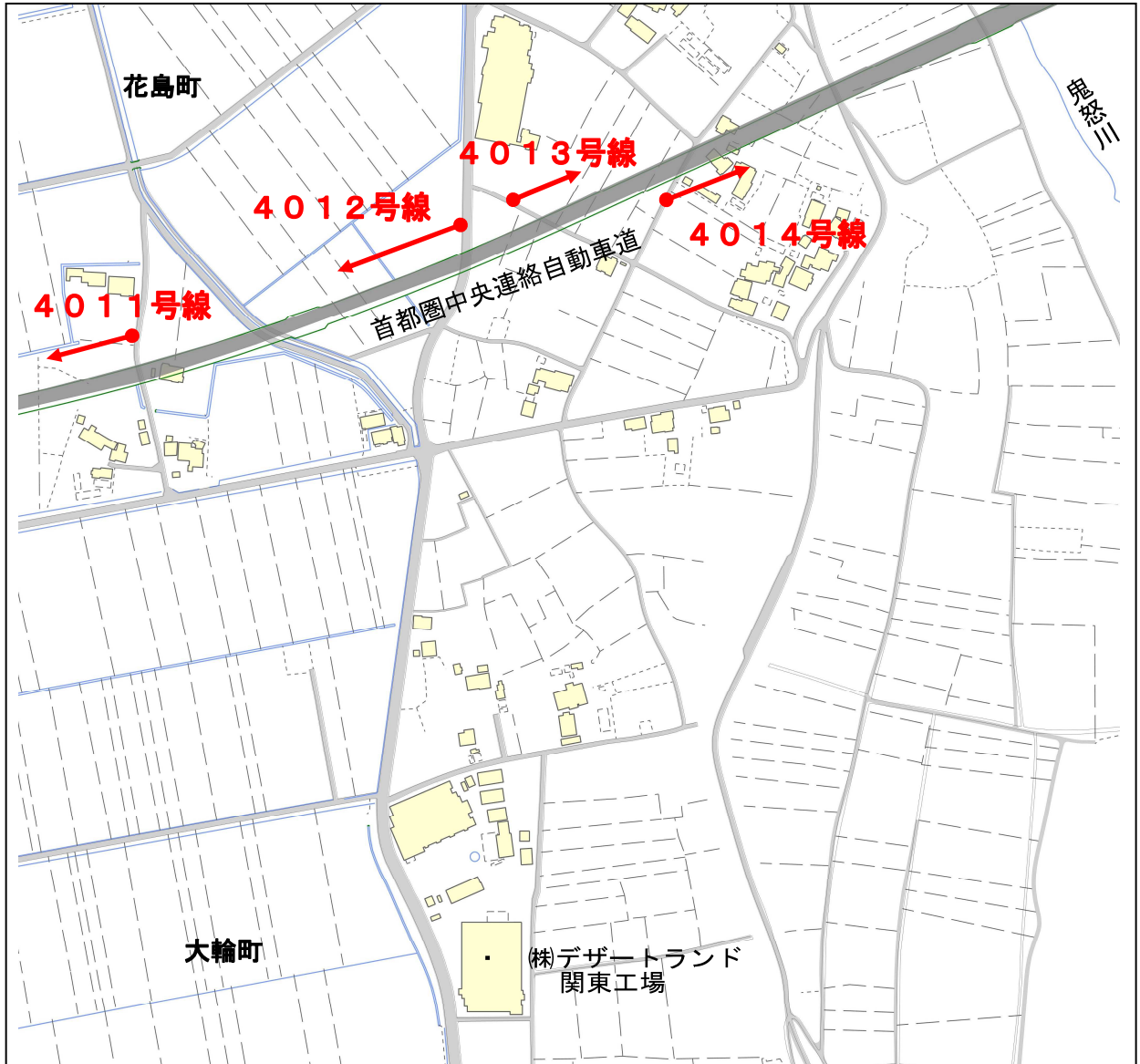
◎議案第44号 市道の路線の認定について（4010号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
4009	大生郷町2944-1	大生郷町3448	161.30	11.14	3.00
4010	大生郷町2826-4	大生郷町2644-1	447.70	4.00	2.50

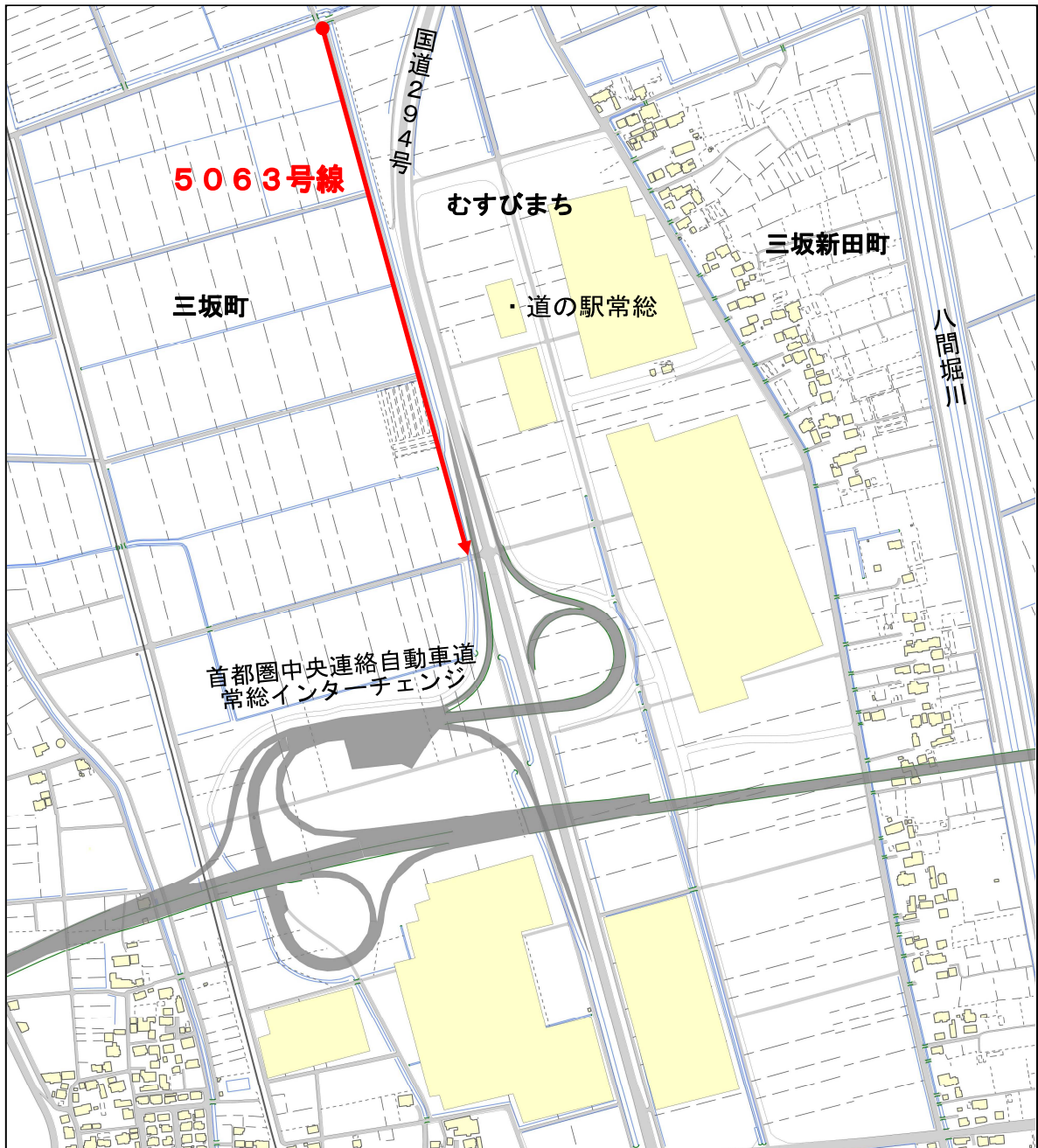
議案第45号—議案第48号関係

- ◎議案第45号 市道の路線の認定について（4011号線）
- ◎議案第46号 市道の路線の認定について（4012号線）
- ◎議案第47号 市道の路線の認定について（4013号線）
- ◎議案第48号 市道の路線の認定について（4014号線）



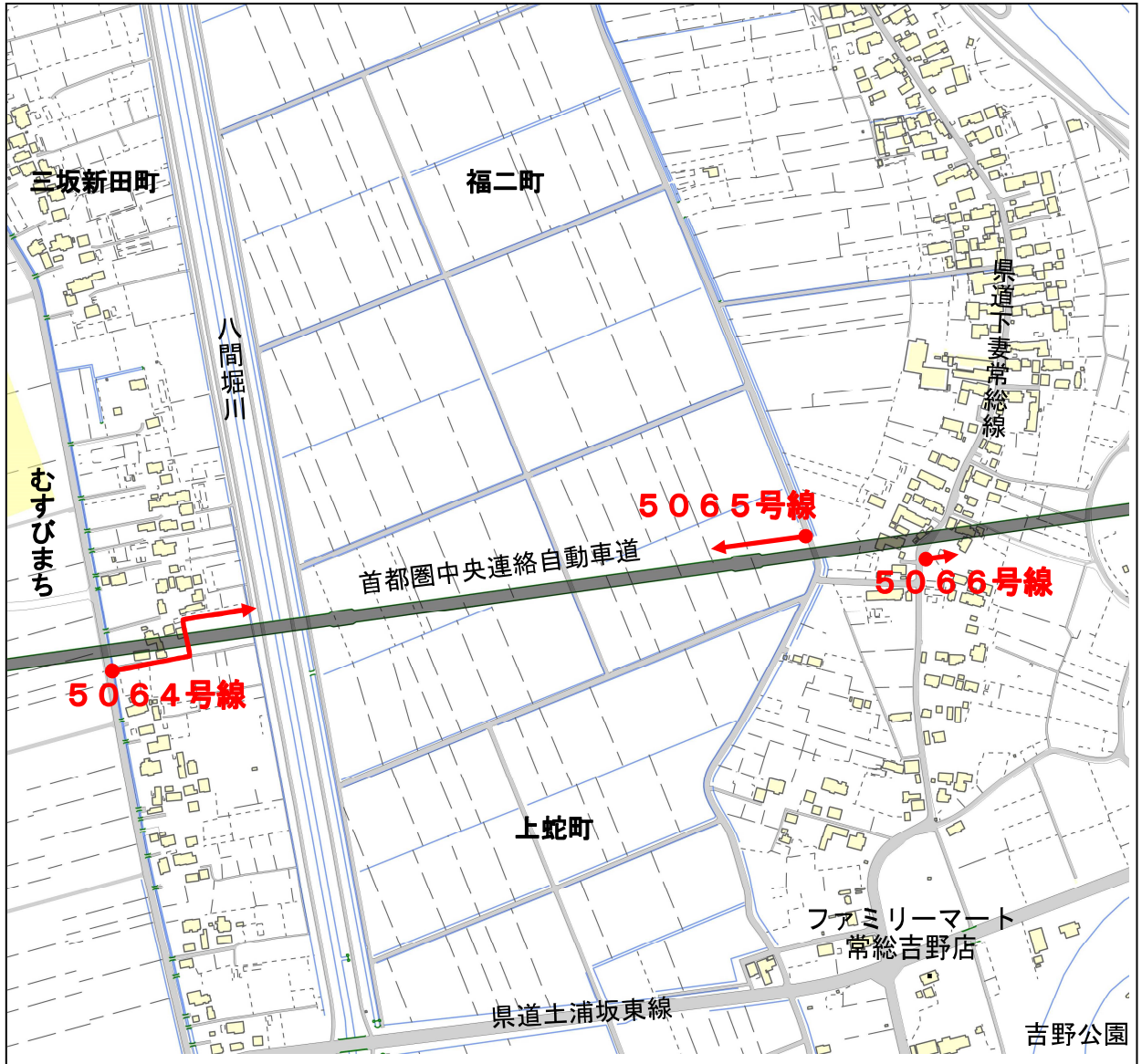
路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
4011	花島町398-1	花島町2734-2	66.60	8.00	6.20
4012	花島町2813-1	花島町2810-3	98.90	8.00	6.30
4013	花島町345-2	花島町334-1	52.10	9.50	6.30
4014	花島町287-1	花島町302-2	68.20	6.30	6.30

◎議案第49号 市道の路線の認定について（5063号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
5063	三坂町4827	三坂町4931	619.00	6.00	6.00

- ◎議案第50号 市道の路線の認定について（5064号線）
- ◎議案第51号 市道の路線の認定について（5065号線）
- ◎議案第52号 市道の路線の認定について（5066号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
5064	三坂新田町1535-1	三坂新田町1566-1	168.50	16.01	5.00
5065	上蛇町3836-2	上蛇町3840-3	128.30	12.78	5.30
5066	上蛇町1585-2	上蛇町1588-5	10.70	5.00	5.00

◎議案第53号 市道の路線の廃止について（2128号線）

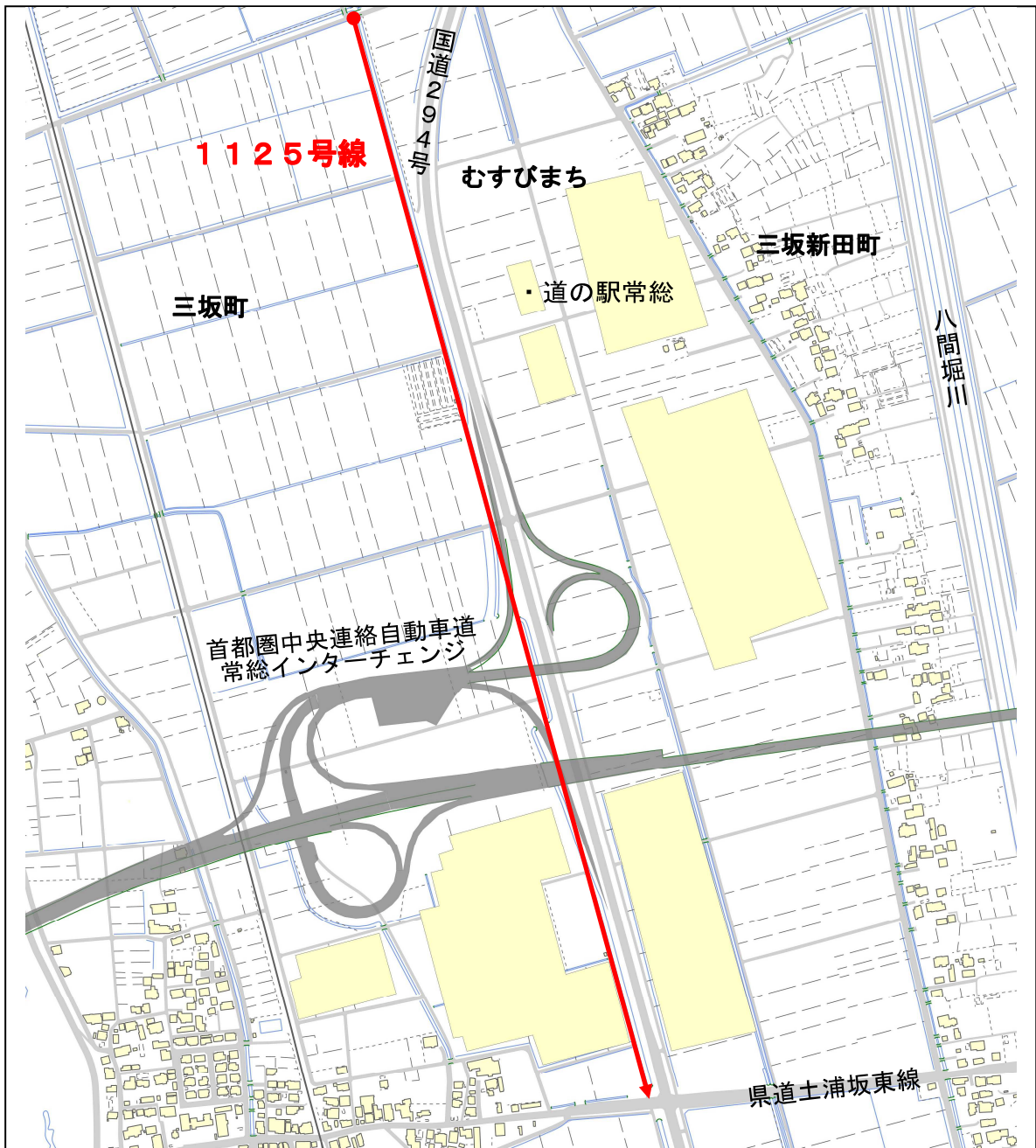
◎議案第54号 市道の路線の廃止について（2132号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
2128	大生郷町3573	大生郷町3570	30.34	1.80	1.80
2132	大生郷町3738	大生郷町3737-2	41.09	4.40	4.40

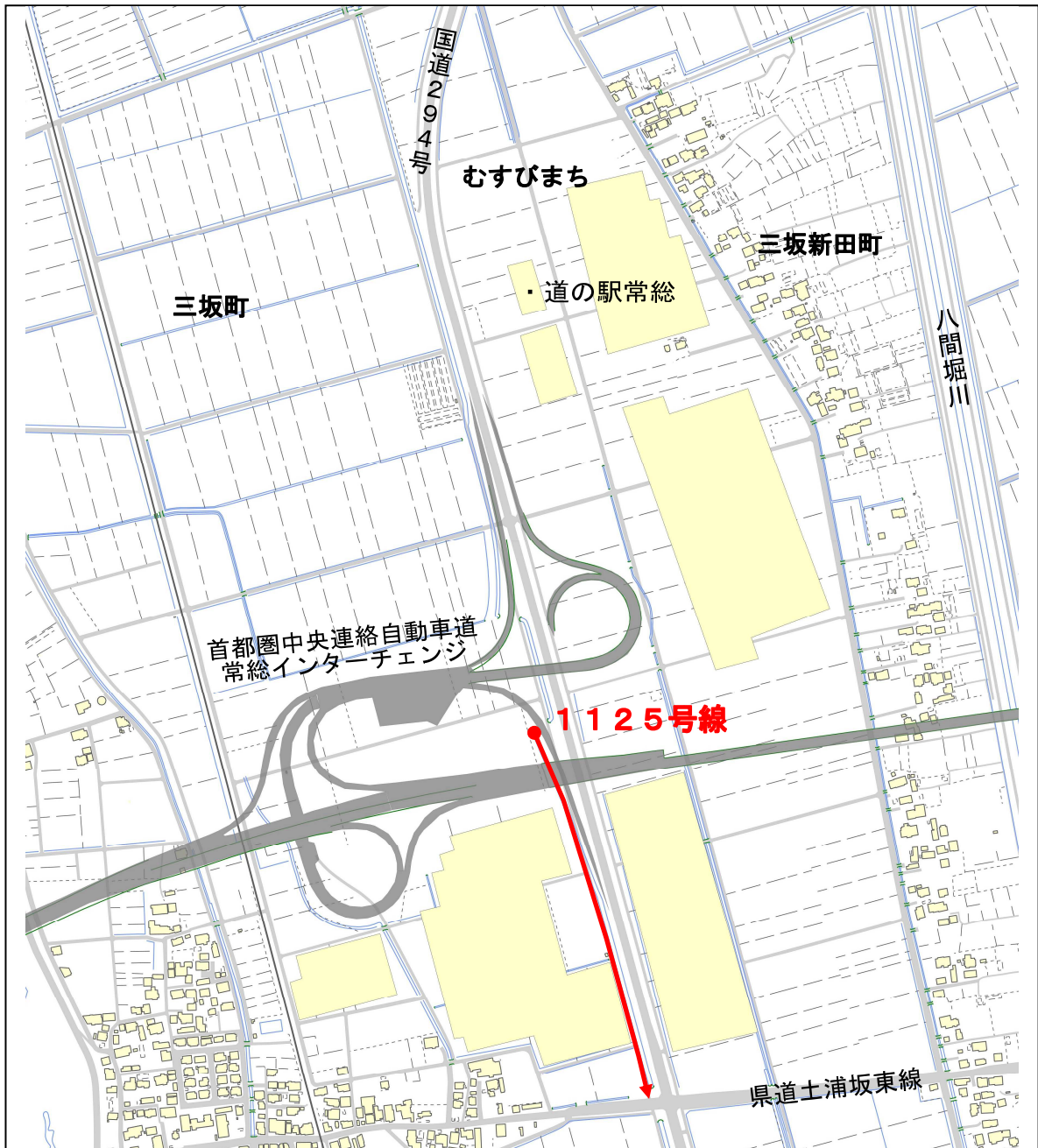
◎議案第55号 市道の路線の変更について（1125号線）

変更前



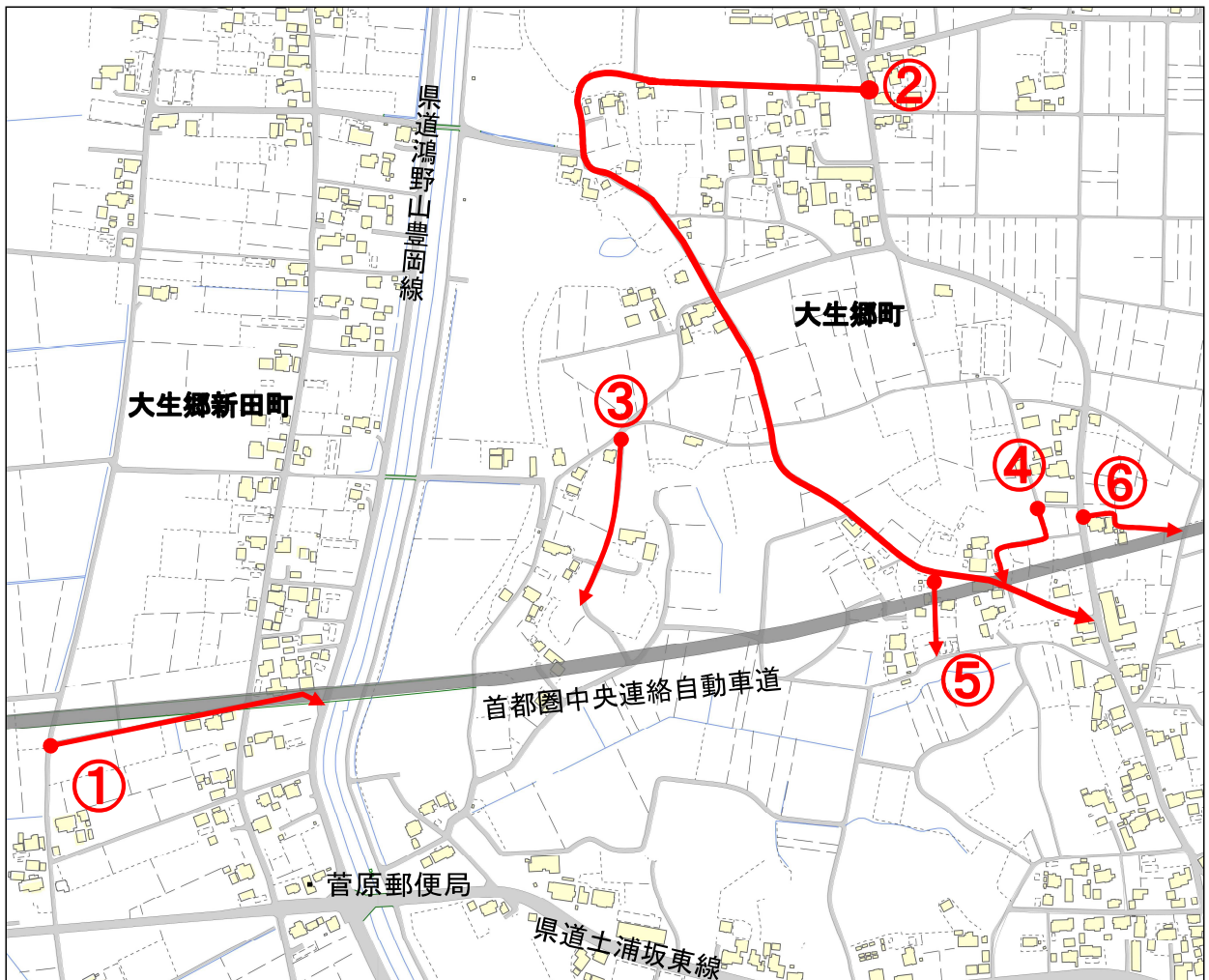
路線名	起点		終点	
1125	三坂町4827		三坂町5103-1	
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）	
	1,319.00m	4.50m	4.00m	

変更後



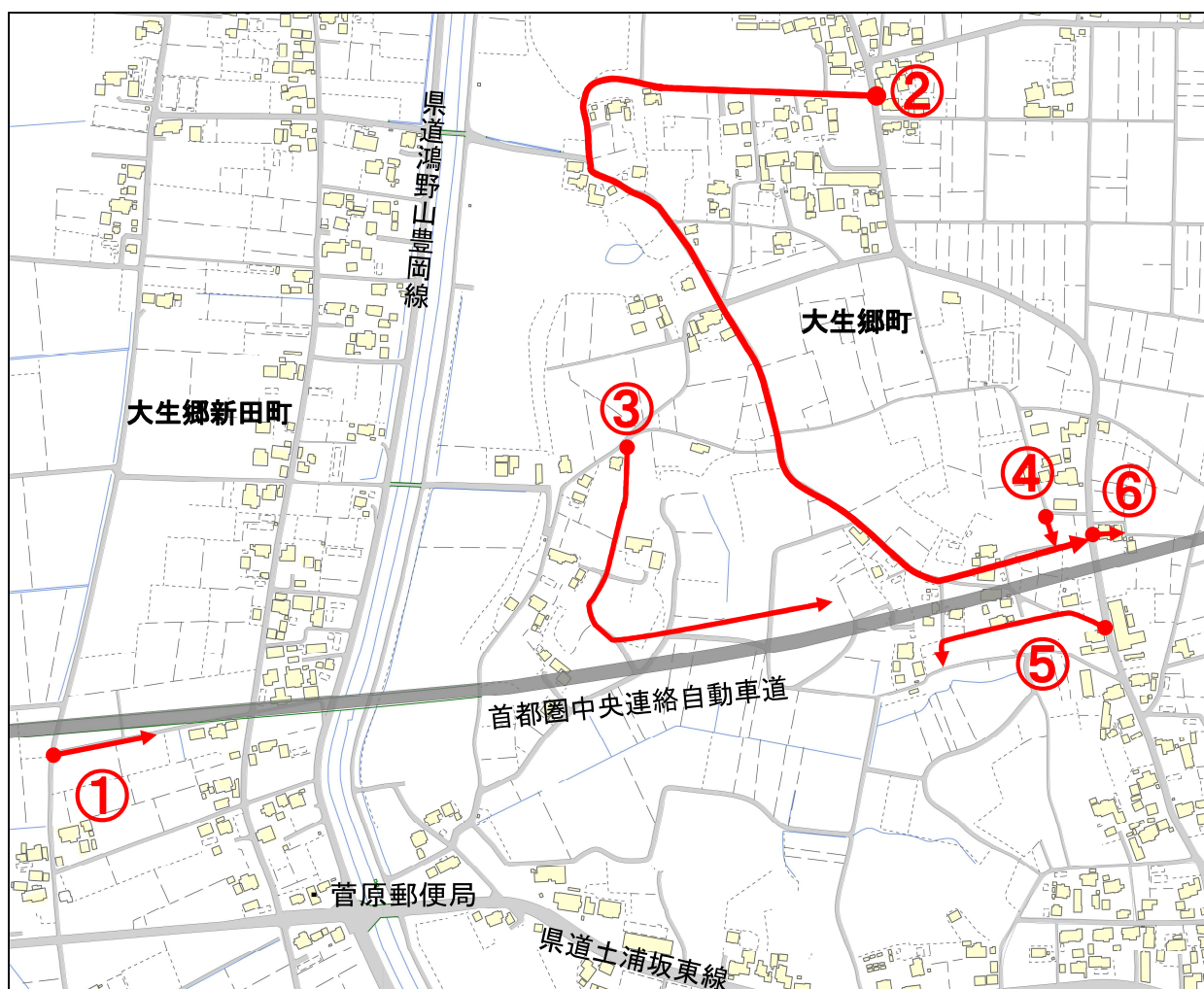
路線名	起点		終点	
1125	三坂町5026		三坂町5103-1	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	460.80m	5.95m	3.00m	

◎議案第56号 市道の路線の変更について（2048号線）ほか5議案
変更前



議案番号	路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
					最大	最小
① 議案第56号	2048	大生郷新田町 1119	大生郷新田町 1161-1	266.10	2.90	2.20
② 議案第57号	2106	大生郷町4122-1	大生郷町3579	1,011.66	6.95	2.00
③ 議案第58号	2125	大生郷町3727-4	大生郷町 3723-2	154.92	2.60	2.50
④ 議案第59号	2127	大生郷町3568	大生郷町3575	101.50	2.50	1.80
⑤ 議案第60号	2129	大生郷町3664-1	大生郷町3661	78.13	2.70	2.70
⑥ 議案第61号	2177	大生郷町3549-1	大生郷町3526	101.38	2.00	1.60

変更後



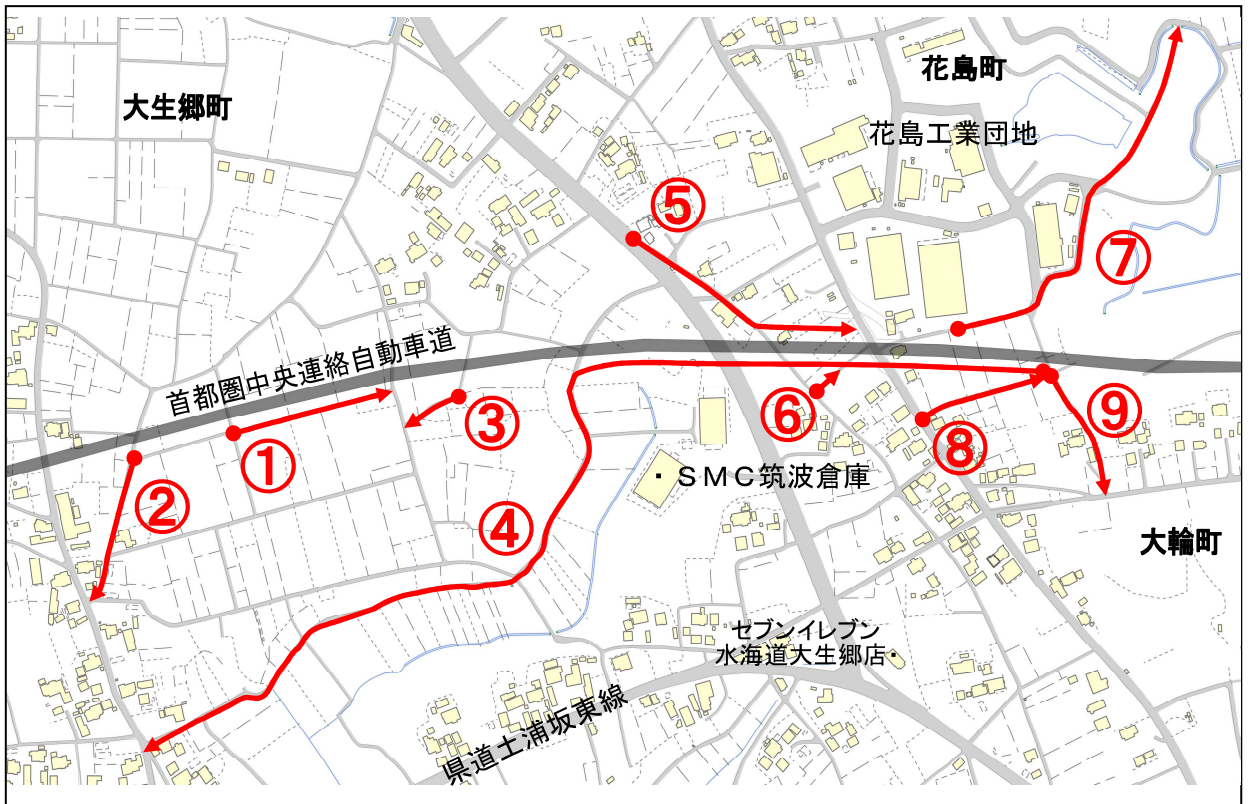
議案番号	路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
					最大	最小
① 議案第56号	2048	大生郷新田町 1119	大生郷新田町 1117-3	73.00	2.50	2.50
② 議案第57号	2106	大生郷町4122-1	大生郷町 3570-1	991.20	14.56	2.20
③ 議案第58号	2125	大生郷町3727-4	大生郷町 6185-1	391.20	6.58	1.80
④ 議案第59号	2127	大生郷町3568	大生郷町 3570-1	23.20	2.50	2.50
⑤ 議案第60号	2129	大生郷町3579-1	大生郷町3661	176.80	11.56	2.48
⑥ 議案第61号	2177	大生郷町3549-1	大生郷町 3529-1	28.80	11.84	5.00

◎議案第62号 市道の路線の変更について（2176号線）ほか8議案
 変更前



議案番号	路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
					最大	最小
① 議案第62号	2176	大生郷町5811	大生郷町5795	262.81	3.00	3.00
② 議案第63号	2178	大生郷町3527	大生郷町5758	216.81	4.00	3.00
③ 議案第64号	2182	大生郷町3451-1	大生郷町3434	119.95	1.50	1.50
④ 議案第65号	2184	大生郷町5233	大生郷町3328	769.20	6.70	2.40
⑤ 議案第66号	2187	大生郷町2947	大生郷町 2644-1	638.42	4.00	2.50
⑥ 議案第67号	2188	大生郷町2885-1	大生郷町 2888-1	66.94	2.20	2.20
⑦ 議案第68号	2465	大輪町724-1	花島町1452	487.60	8.00	2.50
⑧ 議案第69号	2479	大輪町725-8	大輪町708	212.72	1.80	1.50
⑨ 議案第70号	2480	大輪町721	大輪町732-1	186.96	2.80	1.50

変更後



議案番号	路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
					最大	最小
① 議案第62号	2176	大生郷町5800-1	大生郷町5795	180.60	11.03	6.80
② 議案第63号	2178	大生郷町3534-1	大生郷町5758	96.00	3.00	3.00
③ 議案第64号	2182	大生郷町3451-2	大生郷町3434	62.00	1.50	1.50
④ 議案第65号	2184	大輪町721-2	大生郷町3328	1,092.80	6.70	3.00
⑤ 議案第66号	2187	大生郷町2947	大生郷町 2892-1	201.60	9.50	2.65
⑥ 議案第67号	2188	大生郷町2885-1	大生郷町 2884-1	20.00	3.00	3.00
⑦ 議案第68号	2465	大輪町722-3	花島町1452	396.80	7.10	2.70
⑧ 議案第69号	2479	大輪町725-8	大輪町722-4	103.85	1.56	1.20
⑨ 議案第70号	2480	大輪町736-1	大輪町732-1	120.00	2.70	1.20

◎議案第 7 3 号 令和 4 年度常総市下水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について

下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を積立金として処分するため、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

企業の毎事業年度の営業活動の結果、損益取引により生じた剰余金を「利益剰余金」といい、これは、特定の目的を持つ積立金として処分するか否かにより、「未処分利益剰余金」と「積立金」（処分済利益剰余金）に分類されるもので、「未処分利益剰余金」はまだ特定の用途目的を与えられていない白紙のままの利益であるとされております。

地方公営企業における利益の処分については、地方公営企業法の規定により議会の議決を経て行うこととなっており、これらにより処分されたものが「積立金」とされ、一般的なものとして企業債の償還の財源に充てるための減債積立金、建設改良工事に充てるための建設改良積立金、将来の欠損に備える利益積立金などがございます。

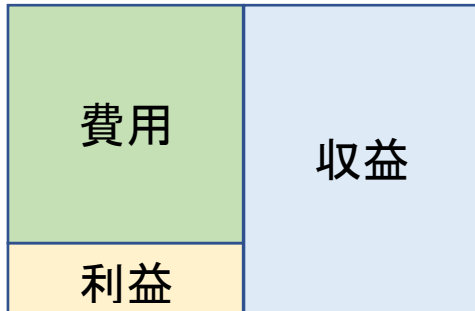
下水道事業会計における令和 4 年度末の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金 7 千 5 百 6 4 万 5 千 8 百 6 9 円に、令和 4 年度純利益 5 千 2 百 2 0 万 1 千 5 百 6 7 円を加えた 1 億 2 千 7 百 8 4 万 7 千 4 百 3 6 円となるものです。

この未処分利益剰余金につきましては、下水道事業会計においては多額の企業債残高があり、その償還金の財源は主に一般会計からの出資金となっており、未処分利益剰余金を企業債の償還の財源に充てるための減債積立金として処分することにより一般会計からの出資金を減らすことができると考えられます。

よって、その全額を減債積立金に積み立てようとするもので、地方公営企業法の規定により決算の認定に併せて、未処分利益剰余金の処分についての議決をお願いするものであります。

1 未処分利益剰余金とは

毎事業年度において発生した純利益が積み重なったもので、特定の使用目的を与えられていないものをいいます。



左の図は、損益計算書のイメージとなり、決算時において、収益から費用を差し引いたものが利益となります。

収益	
営業収益	349,654,420 円
営業外収益	1,070,741,900 円
特別利益	3,351,000 円
計	1,423,747,320 円

費用	
営業費用	1,244,839,679 円
営業外費用	126,706,074 円
計	1,371,545,753 円

■

利益 収益－費用＝ (52,201,567 円)

令和4年度決算における当年度純利益は5千2百20万1千5百67円となり、前年度繰越利益剰余金7千5百64万5千8百69円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億2千7百84万7千4百36円となります。

この利益剰余金は、そのままでは発生した利益として存在し続けるだけであり、議会の議決を経て処分しなければ（積立金に変えなければ）、ほかの用途に使用できません。

使用できるようにするためには、地方公営企業法の規定により議会の議決を経る必要があります。

◎地方公営企業法（抜粋）

（剰余金の処分等）

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3・4 略

2 未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金は、毎事業年度において発生した利益を留保しているものの、未だ特定の使用目的を与えられていないものであることから、資本的収支不足になった場合であっても、直接、補てん財源として使用することはできないこととなっていることから、このたび未処分利益剰余金について「減債積立金」に積み立てたいと考えております。

積立金には、いくつかの種類がありますが、代表的なものは次の3つとなっております。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的で積み立てるもの
- (2) 建設改良費積立金 建設改良費に充てる目的で積み立てるもの
- (3) 利益積立金 欠損金を埋める目的で積み立てるもの

下水道事業会計においては多額の企業債残高があり、企業債償還金の財源については主に一般会計からの出資金であることから、令和4年度末時点で積み重なった利益を剰余金処分計算書(案)のとおり、減債積立金とすることで、令和5年度以後の決算時に資本的収支不足になった場合には、減債積立金を補てん財源として使用することが可能となり、一般会計からの出資金を減らすことができると思います。

【剰余金処分計算書(案)】

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,444,515,178	744,222,760	127,847,436
議会の議決による処分数額	0	0	△127,847,436
減債積立金に積み立て	0	0	△127,847,436
条例による処分数額	0	0	0
処理後残高	1,444,515,178	744,222,760	(繰越利益剰余金) 0